

ふるさと岩出市応援寄附金返礼品募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度の推進を通じ、地元特産品のPR、販路拡大等による地元事業者の活性化に寄与することを目的として、本市への寄附者に対し贈呈するお礼の品（以下「返礼品」という）の提案募集を行うものです。

2. 募集の要件

(1) 事業者の要件

次に掲げる各号すべてに該当する者のみ、返礼品を提案することができるものとします。

1. 市内に本社（本店）、支社（支店）、営業拠点、生産拠点のいずれかがある法人又は個人事業者であること。
2. 市税等の滞納がないこと。
3. 代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団等の構成員等でないこと。
4. インターネット環境が整っていること。

※ふるさと納税制度での返礼品発送等は、すべて中間事業者のシステムを利用した処理となります。インターネット上での受発注及び請求処理を行いますので、インターネット環境並びに処理対応が可能である事業者様が対象となります。

5. 食品を取り扱う場合は、食品の産地名を適正に表示すること。

※産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合等、市が必要と認めるときは、事業所や返礼品の調査・確認（実地調査を含む。）を実施するものとし、これに応じなければならない。

(2) 返礼品の要件

総務省が通知する返礼品に関する各種基準等を遵守している品物やサービスであることが返礼品の認定要件となります。返礼品の認定後、中間事業者より返礼品に係る必要事項をお伝えし、返礼品の提供に係る契約を締結したうえで、返礼品の登録・ポータルサイトへの掲載を行います。

<注意事項>

※品質及び数量の面において、迅速かつ安定した供給が見込めること。ただし、季節商材、期間限定、数量限定で供給可能なものは取り扱うこととします。

※ふるさと納税の返礼品として、食品を製造・加工し提供する場合は、食品衛生法に基づく営業許可または届出が必要となります。既に営業許可をお持ちでも、取り扱う品目に応じた製造業の許可が必要となります。

製造・加工する食品について、どの許可が必要かわからない場合は、保健所に確認のうえ、必要な場合は申請又は届出を行ってください。

◆営業許可制度・営業届出制度の詳細については、和歌山県のホームページをご確認ください。
和歌山県 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設について
URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/d00207639.html>

※食品表示法・食品衛生法を遵守し、原則として寄附者に商品到着後5日以上賞味期限が保証されていること。なお、地場産品基準、食品表示法や食品衛生法に遵守すべき事項が記載された書類を整備し保存をする義務があります。これらに違反があった場合は、取引の中止、市に損害が生じた場合、市は損害賠償を請求できるものとします。

◆食品表示法の詳細については、消費者庁のホームページをご確認ください。

消費者庁 栄養成分表示について

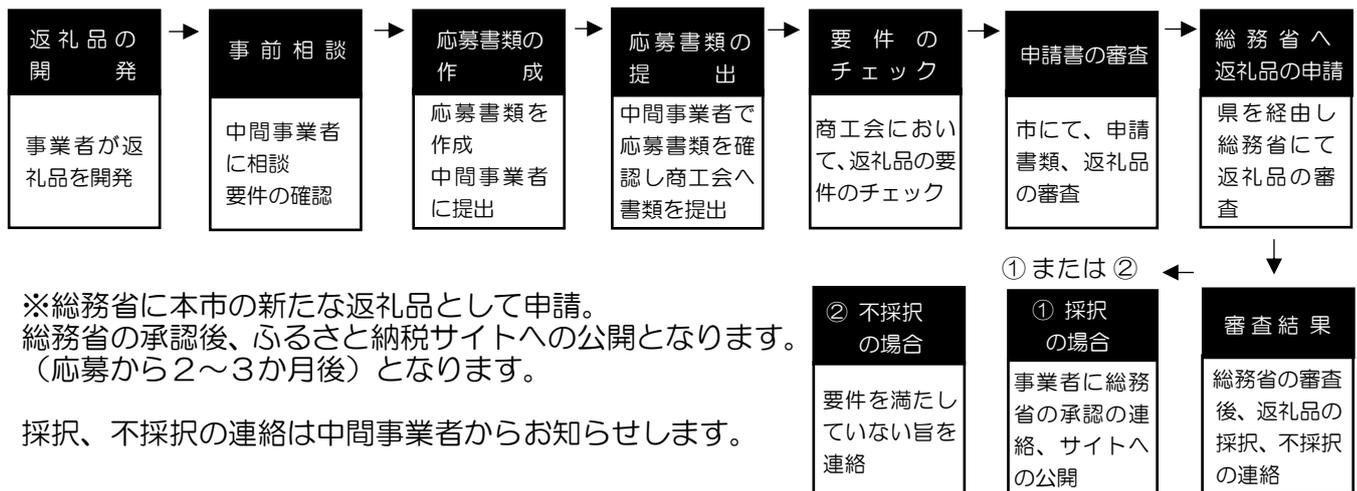
URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declaration/

※事業者や返礼品の要件の解釈に疑義が生じた場合、岩出市が内容を協議し判断いたします。

※岩出市で内容を協議したのち、県を経由し総務省に新たな返礼品として申請いたします。

総務省の審査後、事業者はその結果をお知らせします。

(3) 返礼品認定の流れ



※総務省に本市の新たな返礼品として申請。
総務省の承認後、ふるさと納税サイトへの公開となります。
(応募から2～3か月後)となります。

採択、不採択の連絡は中間事業者からお知らせします。

4. 返礼品の価格

返礼品の価格について、中間事業者から連絡が入りますので、その際に、価格設定を行っていただきます。

返礼品の価格（包装代・箱代、税込み）が、寄附金額の3割以下としなければなりません。

5. 応募方法

中間事業者へ事前相談のうえ、ふるさと岩出市応援寄附金返礼品登録申請書（市ウェブサイトからダウンロードできます）と、返礼品の写真（カラー、5メガ以内）、食品の場合は、食品表示法に基づき、名称・原材料名・消費期限・保存方法・製造者の所在地、氏名又は名称・栄養成分表示等の義務表示事項の情報が記載されたラベル等を添付して提出してください。

【提出先】

中間事業者：株式会社ローカル 地方創生事業本部 TEL：0736-67-7651

6. 応募期間

随時受付

7. 問い合わせ先

【本募集に関する全般的な問い合わせ】

岩出市役所産業振興課 TEL：0736-63-5840

【返礼品の申請及び認定後の手続きに関するお問い合わせ】

中間事業者：株式会社ローカル 地方創生事業本部 TEL：0736-67-7651

付 則

この要領は、令和6年10月10日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年5月16日から施行する。